

墓所の利用方法

1 墓所の形状及び墓標の設置基準は、次のとおりです。

墓 所	型 状			設置できる 墓標の数	設置可能な 付帯設置物
	間 口	奥 行	面 積		
第1号墓所 (A～Kブロック)	1.8 m	2.7 m	4.86 m ²	1 基	墓誌 拝石 塔婆立 その他設置物
第2号墓所 (L～Qブロック)	1.5 m	2.0 m	3.00 m ²		

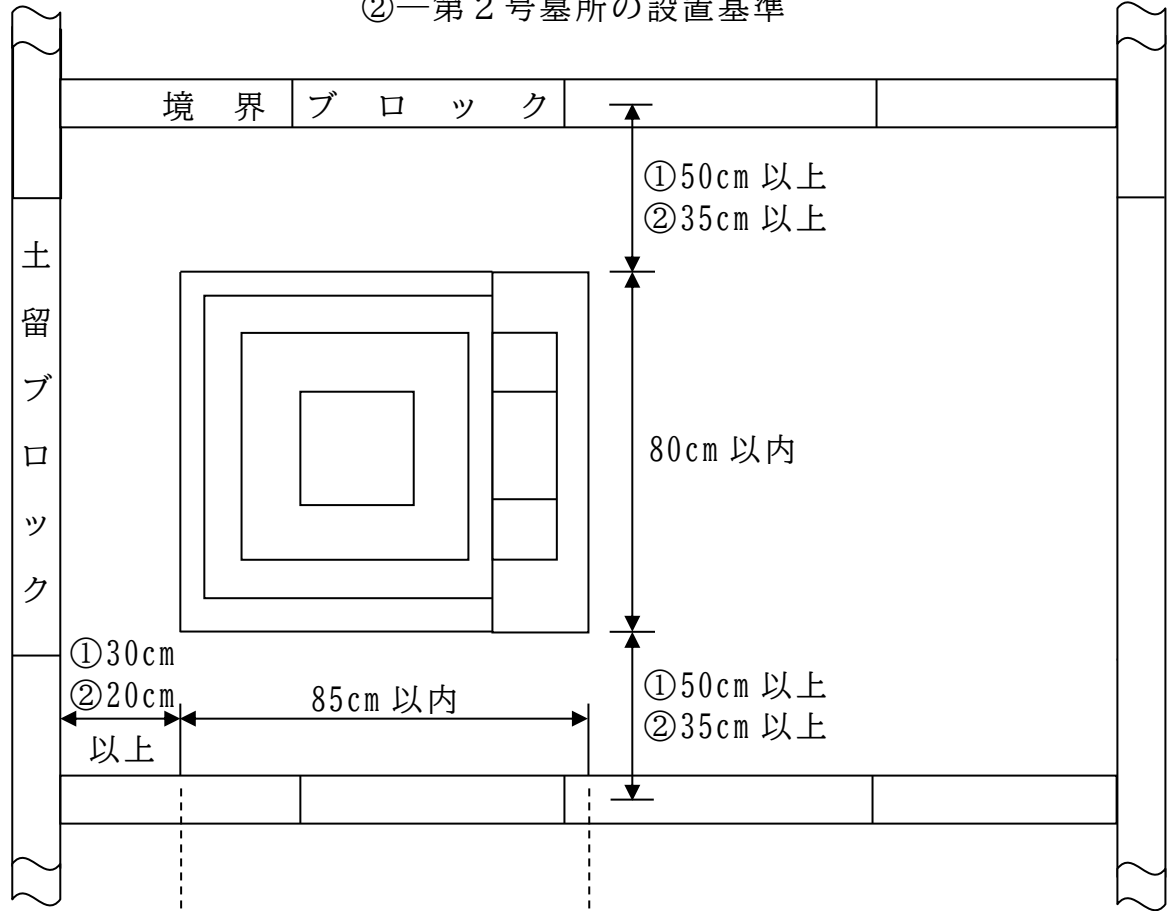
- (1) 墓所に設ける墓標のうち、墓石に類するものの高さは、地表から126cm以内とし、木柱に類するものについては、地表から158cm以内とする。
- (2) 第1号墓所：墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロック中央から50cm以上、土留ブロックから30cm以上内側に設置するものとする。
第2号墓所：墓所に設ける墓標の台石は、境界ブロック中央から35cm以上、土留ブロックから20cm以上内側に設置するものとする。
- (3) 墓所内へ設置可能な付帯設置物は、墓誌（高さ70cm以内）、拝石（幅80cm以内）及び塔婆立（高さ70cm以内）とし、左記以外の設置物を設置する場合は、その設置物の高さが50cm以内かつ3辺の合計が110cm以内とする。これらの付帯設置物により、墓所外や他の利用者に迷惑が掛からないよう努めること。
- (4) 掘削の実施や基礎等を設ける場合、地表から深さ30cm以内とする。
- (5) 境界及び土留ブロックは、取り外したり移動したりしてはならない。
- (6) 墓所内の水はけを考慮し、墓所全体を石板等で覆ってはならない。（砕石または玉砂利の敷設は可）
- (7) 工事届は着手日の1週間前までに提出すること。

2 墓標への刻字について

- (1) 正面に「〇〇家之墓」と刻字する場合は、利用者の名字を基本とし、利用者以外の名字の刻字は許可しない。ただし、利用者が親族を埋蔵するために利用者の旧姓等を刻字する場合や、他の墓地からの移設の場合は、この限りではない。なお、「先祖代々之墓」、「南無阿弥陀仏」などは許可する。
- (2) 左面、右面及び後面に建立者名の刻字をする場合は、利用者の名前を刻字すること。ただし、利用者との連名であれば、利用者以外の刻字も許可する。なお、他の墓地からの移設の場合は、この限りではない。

墓標規格標準図

- ①—第1号墓所の設置基準
- ②—第2号墓所の設置基準



※付帯設置物としての基準は次のとおり			
墓誌	高さ	70cm以内	
拝石	幅	80cm以内	
塔婆立	高さ	70cm以内	
その他設置物	高さ	50cm以内かつ、 3辺の合計が110cm以内	

